土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月３日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月21日から平成20年１月16日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

香川県知事　真　鍋　武　紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市川西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）木村地区	丸亀市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）八丈池地区	〃
丸亀市飯野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）中宮地区	〃
宝憧寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）重元地区	〃
丸亀市郡家町大池宮池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区	〃
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）高津地区	〃
丸亀市三条町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）篭池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上村南地区	〃
丸亀市田村池太井池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原窪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田村池地区	〃
丸亀市馬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柞原町西村地区	〃
先代池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菰池地区	〃
丸亀市下金倉瓢池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）晩田地区	〃
垂水土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香川方地区	〃